

資料編

- 具体的な対策事業
- 大気・騒音関係環境基準
- 次世代自動車の種類
- 次世代自動車・燃料供給設備の普及状況
- 自動車排出ガス規制値
- 環境対応車の車体課税について
- 宮城県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱

自動車交通環境負荷低減のための各対策事業

施策体系に基づく各対策事業は次のとおり。

1 重点施策

(1) 次世代自動車の普及対策

小項目	実施主体	事業概要
次世代自動車の 率先導入	国土交通省	・公用車に環境に優しい自動車を導入する。(次世代自動車等の率先導入事業)
	県	「グリーン購入推進計画」 ・グリーン購入促進条例に基づき毎年度策定する「グリーン購入の推進に関する計画」に従い、次世代自動車を導入する。
		《燃料電池自動車導入促進事業》 ・燃料電池自動車（FCV）の初期需要の創出のため、導入支援策を設けるとともに、FCVの認知度の向上や利用機会の拡大に向け、公用車として導入したFCVを活用して幅広く普及啓発活動を進める。 (1) FCV導入促進補助事業（H28～） (2) FCV公用車による普及啓発事業
	仙台市	・公用車更新時等に積極的に次世代自動車等を導入することにより、次世代自動車等の市場拡大を促す。
仙台市	《市有車への次世代自動車／次世代自動車率先導入》 ・率先して市の所有する車両にハイブリッド自動車、天然ガス自動車等の次世代自動車を導入する。	
次世代自動車の 導入支援事業	(公社)宮城県トラック協会	《低公害車導入促進補助》 ・天然ガス自動車、ハイブリッド車等の低公害車、EMS機器・アイドリングストップ支援機器等低公害促進機器を導入する際、経費の一部を補助
	国土交通省	《低公害車普及促進対策費補助金》 ○地域交通グリーン化事業 ・電気自動車の普及を効果的に加速し、地域交通事業のグリーン化、低炭素まちづくり、地域防災への活用等を推進するとともに、電気自動車を活用した新しいまちづくり等を通じた地域活力の維持・拡大を図る観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。 ○環境対応車普及促進事業 ・自動車分野における地球温暖化対策、大気汚染対策、燃料多様化などのエネルギーセキュリティ対策を推進する観点から、自動車運送事業者による環境対応車への買い替え・購入を促進し、環境対策を強力に推進する。
	仙台市	《中小企業金融支援事業（地域産業活性化融資・環境保全促進資金）》 ・事業用の電気自動車、メタノール自動車その他の低公害型車両の購入に対して「環境保全促進資金」が利用可能

(2) エコドライブの普及促進

小項目	実施主体	事業概要
エコドライブ運動の推進	東北運輸局	《エコドライブ運動の推進》 ・エコドライブの普及推進を図るため広報活動・エコドライブ講習会等を実施する。
	県	・自動車交通公害対策を効果的に推進するために、ラジオ，映像による広報，HPでの情報提供等によりエコドライブ運動を全県的に展開し，「エコドライブ10のすすめ」の普及を図る。
	仙台市	《アイドリングストップ啓発運動／エコドライブ運動推進》 ・のぼり旗や懸垂幕の設置（市役所・区役所・仙台駅タクシープール等） ・七夕期間中，観光バス乗務員用の休憩室を用意し，駐車場にてチラシ等による啓発を行う。 ・路線バスにウィンドービジョンステッカー・外側板を貼付すること等による，バス広告の実施。
エコドライブセミナーの開催	県	・エコドライブセミナーの開催により，エコドライブの実践を促す。

(3) 仙台市都市圏における総合的な施策の推進

小項目	実施主体	事業概要
交通容量の拡大 (体系的な道路ネットワークの整備)	国土交通省	・自動車専用道路整備促進(各計画)
	県	《自動車専用道路の整備》 ・高規格幹線道路と連絡して高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路の整備を行う。
		《都市計画道路改築事業》 ・市街地の交通交雑を解消するための都市計画道路の整備
		《一般道路の整備》 ・県内の交通ネットワーク推進を図るため、補助国道や県道におけるバイパスやインターチェンジへのアクセス道路整備を行う。
仙台市	《国県道・市道・都市計画道路整備事業》 ・一般道路の整備 国県道ならびに都市計画道路の整備により道路ネットワーク形成を促進する。	
交通容量の拡大 (既存道路の効率的活用)	国土交通省	《一般道路の整備(各計画)》 ・バイパス・現道拡幅事業の推進
		《交差点改良(計画地点)》 ・交通流のボトルネックの箇所での交差点の改良を促進する。
	県	《交差点改良事業》 ・交通のボトルネック箇所での交差点改良やバイパス整備を促進し渋滞緩和を促進する。
	仙台市	《交通安全施設整備事業》 ・ボトルネック箇所における交差点改良を促進する。
	国土交通省	《歩道(自転車歩行者道)の整備》 計画区間(交差点改良等)
	県	《歩道・自転車歩行者道整備推進対策》 歩道が未設置であり、歩行者が多い道路に対して歩道・自転車歩行者道の整備を推進する。
	仙台市	《交通安全施設整備事業》 歩道が未設置あるいは、歩行者交通が多い道路に対して歩道や自転車走行空間の整備を促進する。
交通容量の拡大 (交通管制システム及び信号機高度化)	県警	《交通管制センターの高度化》 《信号機の高度化》 ・信号機・信号制御系中央装置の高度化を図り、交通流の円滑化を図る。
軌道系交通機関を基軸としたまちづくり (アクセス30分構想推進計画)	仙台市ほか	《交通施設バリアフリー化推進事業》 公共交通機関の利用推進 (公共交通機関のバリアフリー化等促進) ・鉄道駅のバリアフリー化、低床バス車両導入等への補助金交付

小項目	実施主体	事業概要
TDM及びマルチモーダル施策の推進	県 警	<ul style="list-style-type: none"> 交通情報提供エリアの広域化 交通情報収集装置の整備拡充
	仙台市ほか	<p>《100円パッ区の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都心部の一定区域内において、バス運賃を100円均一とし、路線バスの利用促進を図る。
	国土交通省	<p>《流通業務総合効率化事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷主と物流事業者の連携や中小企業の連携・事業の共同化等による環境調和型の流通・物流の促進を図るための事業計画の認定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の認定）
	国土交通省 経済産業省	<p>《グリーン物流パートナーシップの推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン物流パートナーシップ会議を設置、波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO₂排出削減効果（省エネ効果）のある新規型事業と、モーダルシフト等の普及型事業を支援する。
	国土交通省	<p>《モーダルシフト等推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者の連携による物流効率化の推進 CO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを支援することにより、効率的で環境にやさしい物流の実現を推進する。 <p>○モーダルシフト等推進事業費補助金</p>
	仙台市	<p>公共交通機関の利用促進（市民との協働に基づくTDMの推進）</p> <p>○市民へのPR等</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオ、市政だよりによる公共交通利用促進PR
	県 関係市町村	<p>《パーク&ライド、パーク&バスライドの推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関等への利用転換の推進
	仙台市	<p>《パーク&ライド、パーク&バスライドの推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車利用者に対し、パーク&ライド等への理解と協力を促すため、施策のPRを行う。公共交通機関等への利用転換の推進
		<p>《自転車等駐輪場整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車利便性向上及び放置自転車対策のため駐輪場を整備する。
		<p>《コミュニティサイクルの利用促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月より、仙台市中心部における公共交通を補完する移動手段の一つとしてコミュニティサイクル「ダテバイク」を実施している。自動車から自転車利用への転換を図り、CO₂排出量を削減させる。
<p>《自転車走行空間の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなにやさしい自転車環境づくりを進めることを目標とした「杜の都の自転車プラン（仙台市自転車利用環境総合計画）」を平成25年7月に策定。プランに基づき、自転車の走行空間整備を進める。 		
仙台市ほか	<p>《東西線結節駅周辺バス均一運賃制度の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下鉄東西線の八木山動物公園駅、薬師堂駅、荒井駅周辺の一定区間内においてバス運賃を100円均一とし、東西線に結節する路線バスの利用促進を図る。 	

1-1 自動車単体対策【自動車構造改善対策】

小項目	実施主体	事業概要
点検整備励行対策	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 点検整備推進運動の実施 ディーゼルクリーンキャンペーンの実施
整備不良車等指導取締	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 《整備不良車等指導取締》 街頭検査の充実、強化 不正改造車排除運動の実施
	県 警	<ul style="list-style-type: none"> 《整備不良車両等指導・取締対策》 街頭検査の充実・強化・不正改造車排除運動の実施

※1-2 次世代自動車の普及対策は重点施策に掲載

2-1 道路構造対策【路面改良対策】

小項目	実施主体	事業概要
路面の平坦性確保	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 《電線共同溝事業》 電線共同溝の施工に際し、開削等を行った舗装の復旧として低騒音舗装を敷設する。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 《路面の平坦性確保》 路面の平坦性を確保するため、道路の維持管理計画に基づき舗装の補修等の路面改良を行う。
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 《舗装補修等修繕事業》 舗装新設・打ち換え・オーバーレイ工事により路面の平坦性確保の為に改良工事（対策）を実施する。
低騒音舗装敷設	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 《電線共同溝事業》※再掲 電線共同溝の施工に際し、開削等を行った舗装の復旧として低騒音舗装を敷設する。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 《低騒音舗装敷設対策》 環境基準の達成率が低い路線や環境基準を超過する戸数の多い路線等に対し計画的に低騒音舗装を敷設する。
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の国県道の整備、都市計画道路（街路）整備及び道路の維持修繕に際して低騒音舗装（排水性舗装）の実施を推進する。
	東日本高速道路株	<ul style="list-style-type: none"> 路面の損傷に応じて現況の密粒舗装を低騒音舗装（高機能舗装）への改良を実施。
遮音壁等の設置	東日本高速道路株	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体からの要望および騒音測定結果（実測）に基づき、環境基準を超過する箇所については家屋密集度や騒音値等により総合的に判断して、遮音壁の設置等の対策を実施する。
道路の緑化	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 《市街地道路緑化》 都市計画道路（街路）整備に際して緑化を推進する。

3-1 発生交通量低減対策【物流合理化対策】

小項目	実施主体	事業概要
物流輸送の効率化	国土交通省	《流通業務総合効率化事業》※再掲 荷主と物流事業者の連携や中小企業の連携・事業の共同化等による環境調和型の流通・物流の促進を図るための事業計画の認定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の認定）
	経済産業省 国土交通省	《グリーン物流パートナーシップの推進》※再掲 ・グリーン物流パートナーシップ会議を設置，波及効果が高く且つ持続可能な，物流分野におけるCO ₂ 排出削減効果（省エネ効果）のある新規型事業と，モーダルシフト等の普及型事業を支援する。
	国土交通省	《モーダルシフト等推進事業》※再掲 ・荷主企業，物流事業者等，物流に係る関係者の連携による物流効率化の推進 CO ₂ 排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを支援することにより，効率的で環境にやさしい物流の実現を推進する。 ○モーダルシフト等推進事業費補助金

3-2 発生交通量低減対策【人流合理化対策】

小項目	実施主体	事業概要
公共交通機関の利用促進	仙台市	・環境定期券休日カルガモ家族の実施（交通局事業）※再掲 休日に家族で出かける際に定期券を利用することでより安い金額でバスが利用できる環境定期券「休日カルガモ家族」を実施する。
	仙台市ほか	《交通施設バリアフリー化推進事業》※再掲 公共交通機関の利用推進 （公共交通機関のバリアフリー化等促進） ・鉄道駅のバリアフリー化，低床バス車輛導入等への補助金交付
		《100円パツ区の実施》※再掲 ・都心部の一定区域内において，バス運賃を100円均一とし，路線バスの利用促進を図る。
		《東西線結節駅周辺バス均一運賃制度の実施》※再掲 ・地下鉄東西線の八木山動物公園駅，葉師堂駅，荒井駅周辺の一定区間内においてバス運賃を100円均一とし，東西線に結節する路線バスの利用促進を図る。
	県	《第三セクター鉄道対策事業》第三セクター鉄道である阿武隈急行の鉄道施設整備費について，国，福島県及び沿線市町との協調し，阿武隈急行(株)に対して補助する。
		《地方生活バス路線の維持・活性化事業》 地域の生活交通確保のための，市町村及びバス事業者に対しバス運行費の一部を補助する。
《離島航路運行維持対策事業》 離島航路利用者の利便と日常生活の基盤を確保するため，離島航路事業者に対し運航費等の一部補助，貸付を行う。		

小項目	実施主体	事業概要
	国土交通省	《地域公共交通調査事業》 地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進に要する経費を支援。
	仙台市	《公共交通機関の利用促進 ※再掲 (市民との協働に基づくTDMの推進) ○市民へのPR等 ・ラジオ, 市政だよりによる公共交通利用促進PR
	県 関係市町村	《パーク&ライド, パーク&バスライドの推進》※再掲 公共交通機関等への利用転換の推進
	仙台市	《パーク&ライド, パーク&バスライドの推進》※再掲 自動車利用者に対し, パーク&ライド等への理解と協力を促すため, 施策のPRを行う。公共交通機関等への利用転換の推進
自動車の利用自 粛	国土交通省	《エコ通勤の推進》 ・通勤手段をマイカーから公共交通機関等の利用に転換する「エコ通勤」を推進する。(エコ通勤優良事業所認証制度の普及促進を図る)
	仙台市	《自転車等駐輪場整備》※再掲 ・自転車利便性向上及び放置自転車対策のため駐輪場を整備する。
自転車の利用促 進	仙台市	《コミュニティサイクルの利用促進》※再掲 ・平成25年3月より, 仙台市中心部における公共交通を補完する移動手段の一つとしてコミュニティサイクル「ダテバイク」を実施している。 自動車から自転車利用への転換を図り, CO ₂ 排出量を削減させる。
		《自転車走行空間の整備》※再掲 ・みんなにやさしい自転車環境づくりを進めることを目標とした「杜の都の自転車プラン(仙台市自転車利用環境総合計画)」を平成25年7月に策定。プランに基づき, 自転車の走行空間整備を進める。

4-1 交通流低減対策【道路網整備対策】

小項目	実施主体	事業概要
道路ネットワークの整備	国土交通省	・自動車専用道路整備促進（各計画）※再掲
		・一般道路の整備（各計画）※再掲 ・バイパス・現道拡幅事業の推進
	県	《自動車専用道路の整備》※再掲 ・高規格幹線道路と連絡して高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路の整備を行う。
		《都市計画道路改築事業》※再掲 ・市街地の交通交雑を解消するための都市計画道路の整備
仙台市	《一般道路の整備》※再掲 ・県内の交通ネットワーク推進を図るため、補助国道や県道におけるバイパスやインターチェンジへのアクセス道路整備を行う。	
交差点の改良	国土交通省	《国道・市道・都市計画道路整備事業》※再掲 ・一般道路の整備 ・国道道ならびに都市計画道路の整備により道路ネットワーク形成を促進する。
	県	《交差点改良事業》※再掲 ・交通のボトルネック箇所での交差点改良を促進する。
	仙台市	《交通安全施設整備事業》※再掲 ・ボトルネック箇所における交差点改良を促進する。
歩道・自転車歩行者道（走行空間）の整備	国土交通省	《歩道（自転車歩行者道）の整備》※再掲 計画区間（交差点改良等）
	県	《歩道・自転車歩行者道整備推進対策》※再掲 歩道が未設置であり、歩行者が多い道路に対して歩道・自転車歩行者道の整備を推進する。
	仙台市	《交通安全施設整備事業》※再掲 歩道が未設置あるいは、歩行者交通が多い道路に対して歩道や自転車歩行者道の整備を促進する。

4-2 交通流低減対策【交通管理対策】

小項目	実施主体	事業概要
交通管制システムの高度化及び信号機の高度化	県 警	交通管制センターの高度化※再掲
		信号機の高度化※再掲 ・信号機及び信号制御系中央装置の高度化を図り、交通流の円滑化を図る。
効果的な交通規制の推進	県 警	効果的な交通規制の推進 ・道路状況の変化に応じた交通規制の見直し整備
		交通情報提供エリアの広域化※再掲 ・交通情報収集装置の整備拡充
駐車対策	県 警	《駐車対策の推進》 ・都市部における駐車規制の見直し 荷捌き駐車帯等の設置による交通の円滑化等
		《違法駐車の指導取締りの強化》 ・駐車監視員の導入による違法駐車の見直し強化
その他	東日本高速道路株	・高速道路の料金所での混雑緩和及び環境対策のため、E T Cの普及を促進する。

5 沿道対策【沿道環境対策】

小項目	実施主体	事業概要
土地利用の適正化	県	《環境影響評価》 ・環境影響評価法及び宮城県環境影響評価条例の適切な運用により、道路整備、宅地造成等における沿道環境を保全する。
	仙台市	《環境影響評価》 ・環境影響評価法及び仙台市環境影響評価条例の適切な運用により、道路整備、宅地造成等における沿道環境を保全する。

6-1 普及啓発【情報提供・環境教育の推進】

小項目	実施主体	事業概要
環境教育の推進	国土交通省	<p>《交通環境教室の開催》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通環境教室」の開催を通じて、交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負荷の小さな交通体系を支える国民意識の醸成を図る。
	県	<p>《地域環境保全対策事業》 (環境教育リーダー事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する環境教育の普及及び環境保全活動の円滑な推進を図るため、住民等が行う後援会、観察会等に人材を派遣し、講義や指導／助言を行い、持続可能な社会の実現に向け、環境保全型のライフスタイルの定着を図る。
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム、イベント、講座などの開催 ・環境活動に関する情報提供 ・学校などへの環境学習の普及 ・「せんだい環境学習館「たまきさんサロン」」の運営
情報の提供	県	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の普及 「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」普及版を作成し、広く県民に普及を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報提供
	仙台市	<p>《環境配慮行動促進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3E実践啓発（省エネ・創エネ・蓄エネ）に関するキャンペーン実施及びWebサイト運営
状況の公表	県	<p>「環境白書の発行」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の環境の状況、良好な環境の保全・創造に関して講じた施策などを明らかにした「環境白書」を作成し公表する。
	仙台市	<p>「仙台市の環境」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市の環境」の発行により、各年度の実績及び各種情報・データの提供を行う。
		<p>環境調査結果公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害関係法令及び仙台市公害防止条例に基づき、自動車排出ガス、自動車騒音等の前年度測定結果をまとめた「公害関係資料集」を作成し、市政情報センター等で公開するとともに、仙台市ホームページ上でも公表する。

6-2 普及啓発【事業者の自主的取組の誘導】

小項目	実施主体	事業概要
事業者の自主的 取組	仙 台 市	《みちのくEMS推進事業》 ・環境マネジメントシステムの普及促進
	国 土 交 通 省	《グリーン経営の推進》 ・自動車関係（トラック、バス、タクシー）、海事関係（旅客船、内航海運、港湾運送）及び倉庫事業者等運輸事業者の積極的な環境保全への取組を進めるため、グリーン経営（環境負荷の小さい事業運営）の推進を図る。
		《「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（改正省エネ法）への対応》 ・改正省エネ法の施行に伴い、輸送事業者及び荷主に対して、省エネ対策を働きかけるとともにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とした省エネ対策への取組み等判断基準の適切な運用を図る。

※6-3 エコドライブの普及促進は重点施策に掲載

7-1 調査測定【測定体制の整備】

小項目	実施主体	事業概要
測定体制の整備 充実	県	<p>《大気汚染常時測定局による常時監視》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に設置された大気汚染測定局（一般環境大気測定局，自動車排出ガス測定局）で大気汚染の状況の常時監視を行う。 <p>測定項目 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質（P M2.5）（H23～）</p> <p>P M2.5は，一般局1局及び自排局1局において，成分分析も実施（H25～）</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通に起因するP M2.5の実態を明らかにするため，県内の交通量の多い地点で測定を実施する。 ・一般国道4号沿道の名取自排局に微小粒子状物質（P M2.5）測定器を設置し，常時監視を行う。
		<p>《自動車交通公害防止対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法第18条に基づき，県内（H24～；町村の区域に限る。）における自動車騒音の状況を常時監視する。
	仙台市	<p>《大気汚染常時監視》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の測定機器を順次更新し，測定体制の充実を図る。 ・道路に面する地域における騒音環境基準達成状況の把握
調査研究の充実	県	<p>《大気汚染観測局管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス測定局におけるP M2.5中の成分分析調査（自動車排出ガス測定局（名取自排局）で微小粒子状物質（P M2.5）に含まれる，イオン成分，無機元素成分及び炭素成分等の調査を通じ，自動車排出ガスによる大気汚染の寄与割合などを把握する。）

1 大気の汚染に関する環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (OX)	二酸化炭素 (CO ₂)	非メタン炭化水素 (NMHC)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 ※原則として5年以内に達成すること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 ※できる限り速やかに達成維持すること	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 ※同左	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 ※微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。	1時間値が0.06ppm以下であること。 ※できる限り速やかに達成維持すること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ※1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する非メタン炭化水素の濃度として、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 ※できる限り速やかに維持達成すること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 ※同左	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 ※同左	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 ※同左

騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域 平成17年4月1日施行
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区(公園を除く)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	仙台市他25市町村(※)の区域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、仙台市の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(一部地域に限る)、他25市町村の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	仙台市他25市町村の近隣商業地域(一部の地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域

(※) 仙台市他25市町村：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

騒音に係る「道路に面する地域」の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

■■主な次世代自動車の種類■■■■

(1) 燃料電池自動車

燃料電池自動車は、車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車です。直接水素を燃料とする場合、排気されるのは水素と酸素の化学反応による水のみです。太陽光やバイオマスなど、クリーンで再生可能なエネルギーを利用して水素を製造することにより、地球温暖化防止に貢献することもできます。燃料電池自動車は、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンのように部分負荷運転での極端な効率の低下がないため、ガソリンエンジン車やディーゼルエンジン車と比べて非常に高いエネルギー効率を有しています。しかしながら、今後の市販・普及に当たっては、技術面では、耐久性・信頼性の確保に加え、部品点数が多く、高価な材料も多用していることから、コストダウンが最も重要な課題となっています。

(2) 電気自動車

電気自動車はバッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。このため、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンなどを搭載した通常の自動車と比べ自動車からの排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少します。電気を作る際に排出されるNO_xやCO₂排出量は電源構成によるところとなり、化石燃料由来の電力の比率が高まる程NO_xやCO₂排出を伴いますが、通常の自動車より大幅に少なくなります。太陽光発電等の再生可能エネルギーによる充電であれば、NO_x、CO₂とも排出量ゼロということになります。

(3) 天然ガス自動車

天然ガス自動車は、都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車です。燃料供給用のインフラとして天然ガス供給ステーションの整備が必要になります。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーのため、排出ガスの浄化が容易で、黒煙を出しません。さらに、ガソリンエンジン用の三元触媒が使用できるようになるため、NO_xもガソリンエンジン並みに少なくなり、大気環境の改善に大きく貢献できます。また、CO₂排出量についても、ガソリン車より2～3割少なくなります。

(4) ハイブリッド自動車

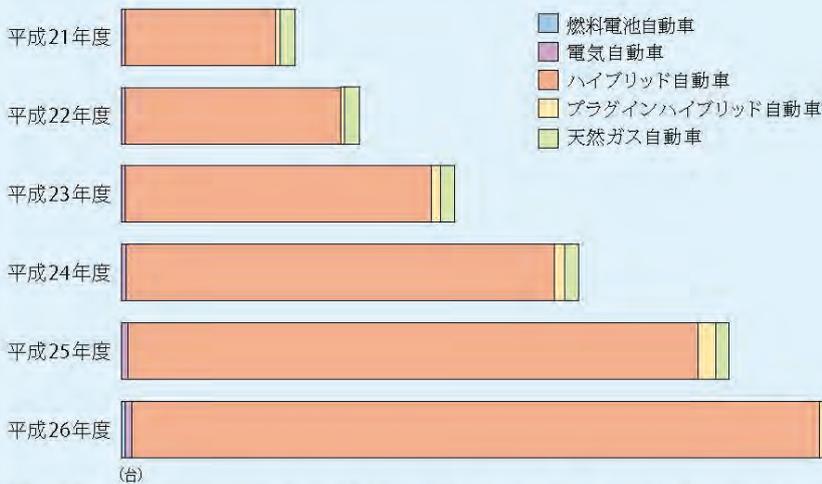
複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車です。現在、各社で開発、市販されているハイブリッド自動車の多くは、ガソリンやディーゼル等の内燃機関（エンジン）と電気や油圧等のモーターの組み合わせとなっており、特に乗用車クラスでの開発・市場投入が急速に進んでいます。現在のハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンの効率の良い状態での運転をできるだけ維持するため、小型で必要最小限の能力のエンジンを搭載し、エンジンの効率低下を招く要因と不足する走行性能をモーターで代替もしくは補助して走行するとともに、減速、制動時の回生エネルギーを回収し、駆動用エネルギーとして再利用することで、低燃費と低排出ガスの実現を図るといった基本的な考え方に基づいています。

(5) プラグインハイブリッド自動車

プラグインハイブリッド自動車は、ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させることができる自動車です。

次世代自動車・燃料供給設備の普及状況

わが国における次世代自動車普及台数

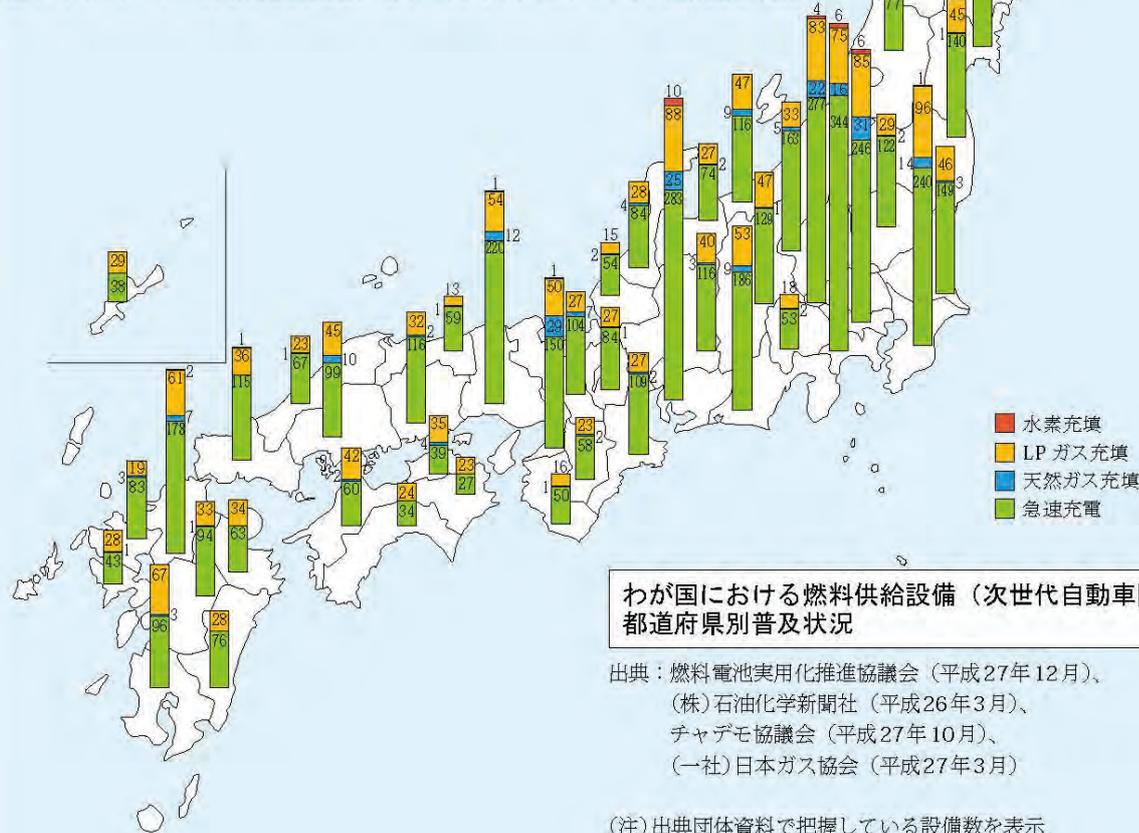


保有台数(台)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
燃料電池自動車	—	—	—	—	—	155
電気自動車	424	4,938	13,597	25,334	39,165	53,373
ハイブリッド自動車	983,402	1,417,996	2,028,659	2,851,806	3,813,184	4,662,387
プラグインハイブリッド自動車	165	379	4,133	17,296	30,192	44,046
天然ガス自動車	23,137	22,496	21,581	20,484	19,041	17,598

出典：(一財)自動車検査登録情報協会、「わが国の自動車保有動向」

販売台数(台)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
クリーンディーゼル自動車	4,562	9,736	9,072	40,567	76,141	79,565

出典：クリーンディーゼル普及促進協議会、「日本におけるクリーンディーゼル車販売台数の推移」



資料編

自動車排出ガス規制値

種別	新長期規制				ポスト新長期規制				次期規制				備考
	試験モード	成分※1	規制年	規制値※2	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガソリン・LPG車 トラック・バス	乗用車	10・15M+11M (g/km) ※3	CO	1.15	JC08HM+JC08CM (g/km) ※4	CO	平成21年	←	WLTC (g/km) ※6	CO	平成30年	←	
			NMHC	0.05		NMHC		0.1					
			NOx	0.05		NOx		←					
			PM	←		PM※5		←					
			CO	4.02		CO		←					
			NMHC	0.05		NMHC		0.1					
	軽自動車	10・15M+11M (g/km) ※3	CO	1.15	JC08HM+JC08CM (g/km) ※4	CO	平成21年	←	WLTC (g/km) ※6	CO	平成31年	←	
			NMHC	0.05		NMHC		0.1					
			NOx	0.05		NOx		←					
			PM	←		PM※5		←					
			CO	2.55		CO		←					
			NMHC	0.05		NMHC		0.15					
	軽重量車 (GVW ≤ 1.7t)	10・15M+11M (g/km) ※3	CO	0.7	JC08HM+JC08CM (g/km) ※4	CO	平成21年	←	WLTC (g/km) ※6	CO	平成30年	←	
			NMHC	0.05		NMHC		0.1					
			NOx	0.05		NOx		←					
			PM	←		PM※5		←					
			CO	2.55		CO		←					
			NMHC	0.05		NMHC		0.15					
中重量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	10・15M+11M (g/km) ※3	CO	16	JC08HM+JC08CM (g/km) ※4	CO	平成21年	←	WLTC (g/km) ※6	CO	平成31年	←		
		NMHC	0.23		NMHC		←						
		NOx	0.7		NOx		←						
		PM	←		PM※5		←						
		CO	0.63		CO		←						
		NMHC	0.024		NMHC		←						
重重量車 (3.5t < GVW)	10・15M+11M (g/km) ※3	CO	0.63	JC08HM+JC08CM (g/km) ※4	CO	平成21年	←	WLTC (g/km) ※6	CO	平成30年	←	「小型」とは、等価質量1.25t(車両質量1.265t)以下、「中型」とは、等価質量1.25t(車両質量1.265t)超である。	
		NMHC	0.024		NMHC		←						
		NOx (小型)	0.14		NOx		0.08						
		NOx (中型)	0.15		NOx		0.15						
		PM (小型)	0.013		PM		0.005						
		PM (中型)	0.014		PM		0.005						
ディーゼル車 トラック・バス	乗用車	10・15M+11M (g/km)	CO	0.63	JC08HM+JC08CM (g/km)	CO	平成21年	←	WLTC (g/km)	CO	平成30年	←	
			NMHC	0.024		NMHC		←					
			NOx (小型)	0.14		NOx		0.08					
			NOx (中型)	0.15		NOx		0.15					
			PM (小型)	0.013		PM		0.005					
			PM (中型)	0.014		PM		0.005					
	軽重量車 (GVW ≤ 1.7t)	10・15M+11M (g/km)	CO	0.63	JC08HM+JC08CM (g/km)	CO	平成21年 (1.7t < GVW ≤ 2.5tは平成22年)	←	WLTC (g/km)	CO	平成31年	←	
			NMHC	0.024		NMHC		←					
			NOx	0.14		NOx		0.08					
			PM	0.013		PM		0.005					
			CO	0.63		CO		←					
			NMHC	0.024		NMHC		←					
中重量車 (1.7t < GVW ≤ 3.5t)	10・15M+11M (g/km)	CO	0.63	JC08HM+JC08CM (g/km)	CO	平成21年 (3.5t < GVW ≤ 12tは平成22年)	←	WLTC (g/km)	CO	平成30年	←		
		NMHC	0.024		NMHC		←						
		NOx	0.25		NOx		0.15						
		PM	0.015		PM		0.007						
		CO	2.22		CO		←						
		NMHC	0.17		NMHC		←						
重重量車 (3.5t < GVW)	10・15M+11M (g/km)	CO	2	JC08HM+JC08CM (g/km)	CO	平成21年 (3.5t < GVW ≤ 12tは平成22年)	←	WLTC (g/km)	CO	平成28年	←		
		NMHC	0.17		NMHC		←						
		NOx	2		NOx		0.7						
		PM	0.027		PM		0.01						
		CO	0.63		CO		←						
		NMHC	0.024		NMHC		←						

- ※1 CO：一酸化炭素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質
- ※2 規制値は、型式あたりの平均値を示す。
- ※3 GVW（車両総重量）3500kg以下のものについては、平成17年（2005年）からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年（2008年）からは、JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。
- ※4 ポスト新長期規制からはJC08モードを冷機状態（JC08CM）において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態（JC08HM）において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。
- ※5 吸蔵型NOx還元触媒を装着した筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみポスト新長期規制、次期規制としてPM規制が適用される。
- ※6 次期規制からはWLTCを冷機状態のみにおいて測定した値に対し適用される。
- ※7 次期規制からはWHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値とWHSCにおいて測定した値に対し適用される。

自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税

＜自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し＞

乗用車のグリーン化特例については、以下の通り要件を見直した上で1年延長。		軽自動車及び中・重量車のグリーン化特例については、現行制度のまま1年延長。	
【乗用車】 (H28.4～H29.3)	【軽自動車】 (H28.4～H29.3)	【中・重量車】 (H28.4～H29.3)	
対象車	対象車	対象車	軽減率
電気自動車等	電気自動車等	電気自動車	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)	2020年度燃費基準	燃料電池自動車	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)	2015年度燃費基準	プラグインハイブリッド自動車	
2015年度燃費基準+10%達成	2020年度燃費基準	天然ガス自動車	

＜自動車取得税＞ 消費税率10%引上げ時に廃止する。

＜環境性能割の導入＞ 現行の自動車取得税と比べて負担の軽減を実現。営業用車・軽自動車の上限税率は2%。

環境性能割税率(H29.4～H31.3)

現行の自動車取得税率(H27.4～H29.3)		環境性能割税率(H29.4～H31.3)	
【乗用車】	【軽自動車】	【乗用車】	【軽自動車】
2015年度燃費基準	2020年度燃費基準	2015年度燃費基準	2020年度燃費基準
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【重量車】

2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【軽自動車】

2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【乗用車】

2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【軽自動車】

2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【乗用車】

2015年度燃費基準		2020年度燃費基準	
未達成	達成	未達成	達成
乗用車	乗用車	乗用車	乗用車
3%	2%	3%	2%
軽自動車	軽自動車	軽自動車	軽自動車
2%	2%	2%	2%
営業用	営業用	営業用	営業用
2%	2%	2%	2%

【軽自動車】

※ 現行エコカー減税については、H31年排出ガス規制orPM10削減車の税率を、環境性能割導入後はH31年排出ガス規制orPM10削減車の税率を配賦。

＜環境性能割における各種特例措置の確保＞

- 自動車取得税において措置されていた以下の各種特例を環境性能割においても措置する。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率と各種特例の両方の適用が可能。

各種特例	内容
条例/バス特例	条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る環境性能課税を非課税
バリアフリー特例	バリアフリー車両について取得価額から100万円～1,000万円を控除
ASV特例	ASV装置を備える車両について取得価額から350万円(1装置)又は525万円(2装置)を控除

＜平成29年度税制改正における検討事項＞

【自動車税・軽自動車税】
環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽減)については、環境性能割を併存する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

【自動車重量税】
自動車重量税に係るエコカー減税の措置については、燃費水準が年々向上していること踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を積極的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

資料編

宮城県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 宮城県における自動車交通公害対策を総合的、計画的に推進するため、宮城県自動車交通公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 自動車交通公害対策の連絡調整に関すること。
- (2) 自動車交通公害対策の総合的な施策の立案に関すること。
- (3) 自動車交通公害対策の総合的な施策の推進に関すること。
- (4) 自動車交通公害防止計画の策定及び進行管理に関すること。
- (5) その他必要な自動車交通公害対策に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、「別表第1」に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、宮城県副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、宮城県環境生活部長の職にある者をもって充て、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その座長となる。

(幹事会)

第6条 協議会を補佐するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、「別表第2」に掲げる職にある者及び会長が適当と認めた者をもって充てる。
- 4 幹事長は、宮城県環境生活部次長（技術担当）の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が主宰する。
- 6 副幹事長は、宮城県環境生活部環境対策課長の職にある者をもって充て、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会等)

第7条 自動車交通公害対策に係る具体的な施策又は特定の地域の問題を専門的に検討するため、必要に応じ部会又は検討委員会を設置することができる。

- 2 部会長又は検討委員長は、会長が適当と認めた者をもって充てる。
- 3 部会員又は検討委員は、部会長又は検討委員長が選任する。
- 4 部会又は検討委員会は、部会長又は検討委員長が主宰する。

(意見聴取)

第8条 協議会、幹事会及び部会又は検討委員会は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くことができる。

(庶 務)

第9条 協議会及び幹事会の庶務は、宮城県環境生活部環境対策課において処理する。

- 2 各部会又は検討委員会の庶務は、各部会長又は検討委員長の属する機関において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 宮城県自動車交通公害対策連絡協議会規約（平成6年2月28日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

宮城県自動車交通公害対策推進協議会名簿

「別表第1」

国の機関	東北経済産業局資源エネルギー環境部長 東北運輸局交通政策部長 東北地方整備局道路部長 東北地方整備局仙台河川国道事務所長
警察	宮城県警察本部交通部長
県	宮城県副知事 (会長) 宮城県震災復興・企画部長 宮城県環境生活部長 (副会長) 宮城県経済商工観光部長 宮城県農林水産部長 宮城県土木部長
市の代表	仙台市市民局長 仙台市環境局長 仙台市経済局長 仙台市都市整備局長 仙台市建設局長
町村の代表	宮城県町村会事務局長
高速道路管理者	東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部長

「別表第2」

国の機関	東北経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長 東北運輸局交通政策部環境・物流課長 東北地方整備局道路調査官 東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長
警察	宮城県警察本部交通部交通規制課長
県	宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長 宮城県環境生活部次長(技術担当) (幹事長) 宮城県環境生活部環境政策課長 宮城県環境生活部再生可能エネルギー室長 宮城県環境生活部環境対策課長 (副幹事長) 宮城県経済商工観光部商工金融課長 宮城県農林水産部食産業振興課長 宮城県土木部都市計画課長 宮城県土木部道路課長
市の代表	仙台市市民局生活安全安心部長 仙台市環境局環境部長 仙台市環境局環境部環境対策課長 仙台市経済局産業政策部長 仙台市都市整備局総合交通政策部長 仙台市建設局道路部長
町村の代表	宮城県町村会総務課長
高速道路管理者	東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部調査役



古紙配合率 70% 再生紙を
使用しています。

